

石川河川公園自動販売機設置事業者募集要項

大阪府富田林土木事務所長（以下、「土木事務所長」という。）が行う石川河川公園の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

公募物件は以下のとおりとする。

物件番号	設置場所	災害対応型自動販売機への対応の要否	バッテリー搭載要否	外形寸法(m) 上屋無し 奥行×幅 上屋有り 奥行×幅×高さ	設置面積	設置台数	最低使用料 (年額)	備考
1	管理事務所横	要	要	0.85×5.30×2.30 以内	4.50 m ²	3 台		内訳： 2 台飲料品 1 台アイス
2	駒ヶ谷地区 トイレ前	要	要	0.85×3.10 以内	2.63 m ²	2 台		内訳： 2 台飲料品
				合 計	7.13m ²	5 台	8,800円	

※物件番号すべてについて、災害対応型自動販売機（バッテリー搭載要）を設置してください。

ただし、アイス機は除きます。

※自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのために扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらに支障がないか等応募前に設置場所を必ず確認してください。設置事業者は、上記物件番号全てに自動販売機を設置してください。

備考欄表記の内容については、設置事業者選定後、土木事務所との協議の上、選定された自動販売機の種類・台数の範囲内で設置場所の変更も可能です。

なお、今後、大阪府が当該公園内に飲料品・氷菓子等を販売する便益施設（売店等）設置事業者の公募を実施する場合がありますが、便益施設に附帯する自動販売機は設置しません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助

- 人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(その事実があった後2年を経過した者を除く。)であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 当該公園の前回の自動販売機設置事業者募集において、事業者として決定された後、次のアからウまでのいずれにも該当していない者であること。
- ア 決定を辞退した者又は取り消された者
 - イ 設置許可を取り消された者
 - ウ 許可期間途中で、許可の解除(廃止)を申し出た者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当する場合のみ。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第3号及び第4号の規定に該当しない者であること。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警本部長に提供することがありますので、予めご承知置きください。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (10) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 設置許可使用料等

① 設置許可の期間

設置許可の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日とします。

② 使用料 ※設置許可使用料は、消費税の対象ではありません。(但し、1月未満を除く)
大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

使用料は大阪府の発行する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。納期限を過ぎて納付した場合、延滞金が発生しますので、ご注意ください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機を設置する場所に上屋等がある場合は、設置事業者において維持管理を行い、補修・修繕を要するときは、設置事業者の負担とします。なお、上屋内及び隣接する倉庫及びゴミ箱等(設置面積内に含まれる)については現状どおり使用することとし、管理していただきます。

自動販売機の運転に必要な光熱水費(電気料金及び水道料金)は、子メーターの指示値により計測した使用量に応じて指定管理者が算出した額を指定管理者の指定する方法により、期限までに指定管理者へ支払ってください。また、振込み手数料は設置事業者の負担とします。

なお、設置する子メーターについては、適正なものとし、設置事業者の負担により設置してください。

また、ブレーカー等の交換及び設置等の措置を行う場合には、大阪府及び指定管理者と協議のうえ、設置事業者の負担により実施してください。

④ 設置方法等

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格「自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)」及び日本自動販売システム機械工業会発行「自動販売機据付基準」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全に設置してください。

(2) 設置許可上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 設置許可の条件を遵守し、公園施設設置許可使用料を確実に納付すること。
- ② 設置許可期間中に2-(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 酒・たばこ類の販売は行わないこと。
- ⑥ ビン類での販売は行わないこと。
- ⑦ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)・氷菓子等(1 公募物件の備考欄に掲げるものを含む)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑧ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

販売する飲料品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類とする。なお、利用者の商品の選択肢を広げるため、商品のバリエーションを豊富に揃えること。

また、アイスクリーム、シャーベット類の氷菓子等（1 公募物件の備考欄に掲げるものを含む）も可とする。

自動販売機設置リストの備考に「アイス」と記載されている場所については、アイスクリーム・シャーベット類の自動販売機を必ず設置すること。

- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切にかつ迅速に行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ③ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による転倒防止等の安全策を講じること。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、必ず自動販売機に故障時等の連絡先を、大きく明記すること。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応すること。
- ⑤ 天候及び窃盗被害等による自動販売機の腐食・損傷等のリスクは設置事業者が負担すること。なお、窃盗や悪戯等により受けた自動販売機への被害（保険加入により実質的な損害が無い場合も含む。）については、必ず警察署へ被害届を提出すること。
また、自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者の不便とならないよう迅速に行うこと。

(4) 指定管理者との協議

設置事業者は次の項目について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、これらの協議事項等については、指定管理者との間で締結する協定書で定めるものとします。

- ① 使用済容器・ゴミの回収方法について
- ② 自動販売機の設置及び商品補充方法等について
- ③ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について
- ④ メーターの検針及び光熱水費の支払い方法について
- ⑤ 非常時の際のフリーベンド方法及び責任分担について
- ⑥ その他協議が必要な事項について

(5) 災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置事業者は次の項目にしたがい、災害対応型自動販売機を設置してください（飲料品の

場合のみ)。

- ① 本要項「1 公募物件」で指定する自動販売機については、災害対応型自動販売機としてください。※バッテリーを搭載する必要のある物件については、「1 公募物件リスト」のバッテリー搭載要否欄に『要』と記載しております。なお、搭載するバッテリーは、当該自動販売機を1時間以上稼働させる電力を有するものとしてください。
 - ② 当自動販売機の設置施設内において中又は大規模な災害が発生し、大阪府又は指定管理者が、当自動販売機にて飲料の提供が必要不可欠と判断した場合、自動販売機設置事業者は、当自動販売機内飲料在庫の提供に協力するものとする。
 - ③ 設置事業者は、機内在庫飲料の提供のために必要な専用鍵を事前に指定管理者に貸与するものとする。尚、専用鍵の貸与を受けた指定管理者は、災害発生時、フリードリンク・キースイッチの作動開始および作動終了の設定すべてについて責任をもって行うこととする。
 - ④ 避難者が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫してください。
- (6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状回復してください。但し、府が認めた場合は、この限りではありません。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を指定管理者及び大阪府に請求することができません。

4 参考データ

来園者数 平成29年度 約209千人

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

申込方法は原則、郵送でお願いします。ただし、最終日のみ持参申込も可とします。

郵送で申し込む場合

- ・ 配達証明または簡易書留とすること。
- ・ 送付封筒に公園名を明記すること。

申込受付期間 平成31年1月9日(水)～平成31年1月31日(木) 必着

送り先 〒584-0031

富田林市寿町2丁目6-1

大阪府富田林土木事務所 都市みどり課 宛

石川河川公園自動販売機応募係

持参する場合 持参する場合は公園毎に、公園名を明記した封筒に
申請書類一式を入れ提出すること。

申込受付期間 平成31年1月31日(木)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出先 富田林市寿町2丁目6-1

大阪府富田林土木事務所 都市みどり課

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 販売品目（大阪府所定様式）
- ④ 2-(4)にかかる許認可等の免許証の写し
- ⑤ 役員一覧表(大阪府所定様式)

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出期間を経過した後は、書類等の書き換え、差し換え又は撤回をすることはできません。

(4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

(1) 設置事業者は、1者とします。

(2) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。

(3) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(4) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(5) その他

設置事業者の決定は、平成31年2月7日（木）の予定。

7 設置許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成31年2月28日(木)までに、下記の公園施設設置許可申請提出書類を土木事務所長あて持参してください。

《公園施設設置許可申請提出書類》 ※提出部数は正副各1部

- ① 公園施設設置許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

<法人の場合>・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状

<個人の場合>・・・印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

- ④ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府所定様式）
- ⑤ 「2 応募資格要件」(10)に記載する税の納付の証明（発行日から3か月以内のものに限る）

府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

設置許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府富田林土木事務所 都市みどり課 担当 松村・井生

富田林市寿町2丁目6-1

電話0721-25-1131（代表） （内）243

※内容に関する質問については下記のとおり質問期間を設けております。

【質問期間】

質問受付期間 平成31年1月9日（水）～16日（水）

質問回答日 平成31年1月23日（水）

※大阪府富田林土木事務所のホームページに掲載します。

http://www.pref.osaka.lg.jp/tondo/jihanki_ishikawa/index.html

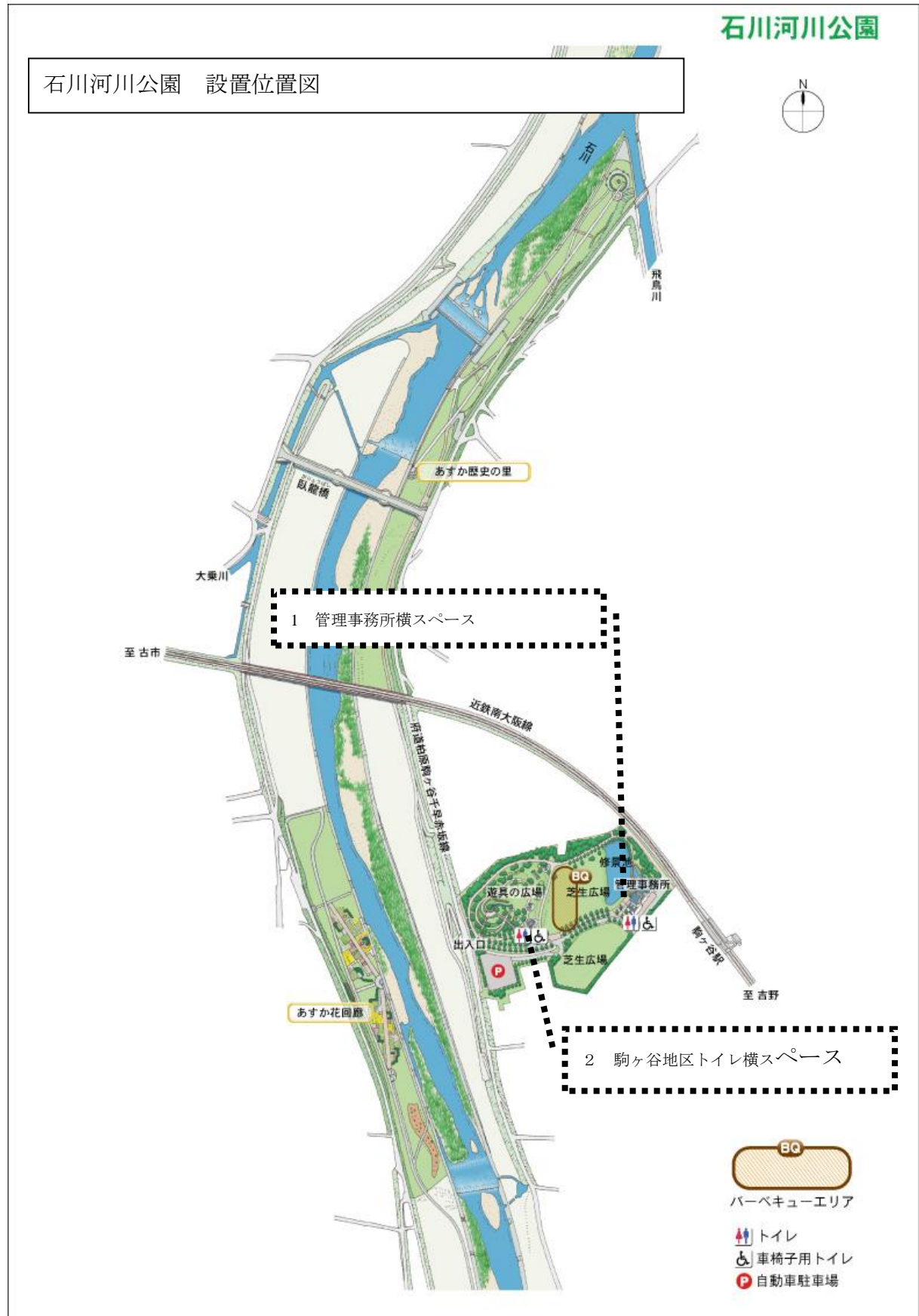
質問方法 FAXのみ（FAX送付後は必ずご連絡ください）

質問先 大阪府富田林土木事務所 都市みどり課 宛

FAX番号 0721-25-6109

電話番号 0721-25-1131（代表） （内）243

設置位置図



応募申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 — ）	印
氏名 （フリガナ）	
法人名	印
代表者氏名（フリガナ） （事務担当者）	
所属部署	印
氏名	
電話	印

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望公園及び提案使用料

公園名	応募価格（提案使用料）
府営 石川河川公園	円 0 0

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
（設置許可使用料は、消費税の対象ではありません）
- 2. 応募価格は、年額使用料とし、百円単位で記入してください。
- 3. 金額はアラビア数字で記入してください。
- 4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。
- 5. 応募する公園毎に、その公園を所管する土木事務所に提出してください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 販売品目（大阪府所定様式）
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- ④ 役員一覧（大阪府所定様式）

誓約書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。
- 4 この自動販売機の設置は暴力団の利益になり、若しくはそのおそれのあるものではありません。
- 5 申込時に提出する書類により収集した個人情報を、大阪府が大阪府警察本部に提供されることについて同意します。

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所

(所在地)

氏名

法人名

代表者氏名 (フリガナ)

印

販 売 品 目

物件 番号	メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売値 円	備考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載する。
2. 清涼飲料水の場合は、容器の種類欄に「缶・PET ボトル・紙パック・紙コップ」のいずれかを記載する。
3. 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。
※設置する自動販売機の塗装色について明示すること。
- 記入欄が足りない場合はコピーをして使用ください。

役員一覧表

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所

※法人登記に登録されている方全員について、上記項目を記載してください。

※住所については、会社所在地を記載のこと。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーしてください。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。

自動販売機の管理関係証明書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住所（所在地）（〒 - ）

氏 名

法 人 名

代表者名



（事務担当者）

所属部署

氏 名

電 話

大阪府営公園〇〇〇〇〇〇〇〇〇に設置する自動販売機に係る個別業務の実施事業者は、下記のとおりであることを証明します。

【個別業務の実施事業者名】

業務区分	事業者名／担当部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他 （ ）		

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。